

手数料表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求職(取扱職業のうち家政婦(夫)のみ)の申込みを受理した場合は、
受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付1件につき 660 円(消費税相当分を含む。)を求職者から

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、

3件分を超えては申し受けません。

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	<u>1,000円</u> 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 成功報酬 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%以内</u> 手数料負担者は求人者とします。
	(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%以内</u> 手数料負担 は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後、1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%以内</u> 手数料負担者は求人者とします。

【在宅介護をご利用の場合】

個人家庭において、職業安定法第32条の3第1項第2号に基づき介護作業に従事する家政婦(夫)については、労災保険特別加入に係わる第二種特別加入保険料に充てるべき額を求人された方から徴収します。(但し、家政婦(夫)が特別加入した場合に限る)	支払われた賃金の <u>0.55%</u> (消費税相当分を含む。)に相当する額。 手数料負担者は求人者とします。
--	---

許可番号 02-ユ-030001

事業者の名称及び所在地 有限会社ケアサービス弘前看護婦家政婦紹介所

青森県弘前市品川町 155 番地 2